

医療情報システム保守費用適正化
コンサルティング業務
企画提案評価基準書

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

目次

1	資格審査	1
2	一次審査（書類審査）	1
3	二次審査（プレゼンテーション審査）	1
4	採点基準	2

医療情報システム保守費用適正化コンサルティング業務における契約先候補者を選定するための企画提案評価基準については、次のとおりとする。

1 資格審査

- (1) 「医療情報システム保守費用適正化コンサルティング業務に係る契約先候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の各委員が、「医療情報システム保守費用適正化コンサルティング業務公募型企画提案競技募集要領」（以下「募集要領」という。）の「6 参加資格」に定義された参加資格（以下「参加資格」という。）を満たしているか否かを審査する。

企画提案競技の参加者のうち、参加資格を満たしていない者については不合格とする。

2 一次審査（書類審査）

- (1) 参加資格を満たしている者が5者以下の場合は、全ての企画提案競技の参加者を第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。
- (2) 参加資格を満たしている者が6者以上ある場合については、選定委員会の各委員が、提出された企画提案書について、「医療情報システム保守費用適正化コンサルティング業務評価項目一覧」（以下「評価項目」という。）において「必須」に定義された提案依頼事項を審査する。審査方法については、「3 二次審査（プレゼンテーション審査）」に準拠して行うものとし、企画提案競技の参加者ごとの得点を算出する。
- (3) 選定委員会の各委員による審査結果に基づき、得点の合計の高い5者を、第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。

3 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 審査内容

- ア 評価項目において定義された提案依頼事項に基づく提案内容を審査する。
- イ 提案内容は文書による意思表示にとどまらず、プレゼンテーションでの説明や質疑に対する回答も含めて審査する。
- ウ 根拠、実現方式等が明瞭に記載されているかについて審査する。
- エ 見積価格が著しく低額であると認められる場合は、別途、当該企画提案競技の参加者に対し、見積額の算定方法等について、説明及び提出資料を求めるものとする。
- オ 評価基準については別に定め、非公開とする。

(2) 評価方法

- ア 募集要領に定義された参加資格を満たしていない者、また、評価項目において「必須」に定義された提案依頼事項のうち、一つでも満たしていない項目がある者は、不合格とする。
- イ 不合格ではない者について、各委員が上記「(1) 審査内容」による評価に応じて、「4 採点基準」により加点する。
- ウ イで加点した結果を基に、加点に対する評価割合を項目の配点に乘じ、得た値の小数点以下を切り捨てた値を得点とする。
- エ ウで算出した委員ごとの合計得点を総合計し、総合得点が全委員の配点合計の4割を下回った参加者は不合格とする。
不合格者を除き、2者以上の参加者があった場合は、得点の高い者を選定する。
- オ 仕様書及び評価項目一覧に記載されていない項目や提案内容については評価の対象としない。
また、仕様書及び評価項目一覧に記載されている要件、提案内容であっても、本業務の必要性・重要性に照らし、必要の範囲を超えるなど、評価する意味がないと判断した場合、評価の対象としないことがある。

4 採点基準

(1) 項目1「基本的事項」～3「成果物要件」

採点区分	採点基準	評価	配点割合
極めて優れている	すべての評価基準に照らして優れた提案になっており、かつ、特筆すべき秀逸な提案が1つ以上含まれている。	5	100%
優れている	ほとんどの評価基準に照らして優れた提案になっており、かつ、特筆すべき秀逸な提案が1つ以上含まれている。	4	70%
普通	上記2つの採点区分に該当するものを除いて、評価基準に照らして優れた提案が含まれている。	3	40%
劣っている	上記3つの採点区分に該当するものを除いて、評価基準に照らして凡庸な提案が含まれている。	2	10%
極めて劣っている(不合格)	評価基準に照らして、提案が含まれていない。	1	0%

(2) 項目4「費用積算書」

採点区分	採点基準	評価	配点割合
極めて優れている	基準価格の80%未満	5	100%
優れている	基準価格の80%以上90%未満	4	70%
普通	基準価格の90%以上	3	40%

(以 上)